

長崎県知事管理漁獲可能量

7 漁振第 535 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和 7 年長崎県告示第 214 号の 2）の一部を次のように変更し、令和 8 年 2 月 6 日から適用する。なお、同項において準用する同条第 4 項の規定により公表する。

また、長崎県資源管理方針別紙 1-1 第 5 及び同別紙 1-2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（長崎県くろまぐろ TAC 計画）（令和 8 年 2 月 6 日変更）第 3 の 2 に定める海区別かつ採捕の種類別の割当量は別紙のとおり。

令和 8 年 2 月 6 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【くろまぐろ（小型魚）】 927.700 トン

【くろまぐろ（大型魚）】 410.200 トン

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【くろまぐろ（小型魚）】

長崎県くろまぐろ（小型魚）定置漁業 81.043 トン

長崎県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業 832.185 トン

【くろまぐろ（大型魚）】

長崎県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 112.415 トン

長崎県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業 294.939 トン

(別紙)

① 小型魚 (単位：トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	6.697	0.333	7.030
県北	40.247	21.679	61.926
五島	151.536	30.823	182.359
壱岐	<u>170.362</u>	9.832	<u>180.194</u>
対馬	463.343	18.376	481.719
小計	<u>832.185</u>	81.043	<u>913.228</u>

② 大型魚 (単位：トン)

海区／採捕の種類	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
県南	1.426	2.202	3.628
県北	4.703	27.322	32.025
五島	6.172	34.987	41.159
壱岐	<u>271.282</u>	26.344	<u>297.626</u>
対馬	11.356	21.560	32.916
小計	<u>294.939</u>	112.415	<u>407.354</u>